酒井事務所ニュース　NO．２２２

酒井社会保険労務士事務所

平成２４年１０月２５日　　発行

千代田区飯田橋３－１１－１３　ダヴィンチ飯田橋９Ｆ
ＴＥＬ　０３－３２３０－４６００
ＦＡＸ　０３－３２３０－４６０９

## 介護医療保険料控除が新設されたことに伴い平成24年の年末調整は生命保険料控除の方法が変更になります

介護医療保険料控除は、平成24年1月1日以後契約した、介護・医療保障を内容とする保険契約に基づいて支払った保険料が対象になります。

### 各生命保険料控除の上限額とそれぞれの控除額を合算したときの上限額

1．　平成23年12月31日以前に契約した、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除に該当（「旧契約」という。）する場合

| 控除の種類 | 控除の上限額 | 控除の上限額の合計の上限額 |
|---|---|---|
| 介護医療保険料控除額 | 40,000円 | 介護医療保険料控除額、一般生命保険料控除額および個人年金保険料控除額の合計額は120,000円が上限 |
| 一般生命保険料控除額 | 50,000円 | |
| 個人年金保険料控除額 | 50,000円 | |

2．　平成24年1月1日以後契約した、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除に該当（「新契約」という）する場合

| 控除の種類 | 控除の上限額 | 控除の上限額の合計 |
|---|---|---|
| 介護医療保険料控除額 | 40,000円 | 120,000円 |
| 一般生命保険料控除額 | 40,000円 | |
| 個人年金保険料控除額 | 40,000円 | |

3．　旧契約と新契約が混在する場合（一般生命保険料控除または個人年金保険料控除）

| 旧契約の一般生命保険料控除額または個人年金保険料控除額 | 新契約の扱い | 控除の上限額 |
|---|---|---|
| 40,000円以上 | 旧契約で計算した額 | 50,000円 |
| 40,000円未満 | 新契約の控除額を加算した額 | 40,000円 |
| 別途、介護医療保険料控除額がある場合 | 介護医療保険料控除額、一般生命保険料控除額および個人年金保険料控除額の合計額は120,000円が上限 | |

※　一般生命保険料控除額または個人年金保険料控除額が40,000円以上になる場合は、支払った保険料が60,000円以上の場合です

### 生年月日別扶養親族等

| 生年月日 | 平成24年12月31日の年齢 | 控除区分 | 控除額 |
|---|---|---|---|
| 昭和18年（1943年）1月1日以前 | 70歳以上 | 老人扶養親族 | 同居：580,000円<br>別居：480,000円 |
| 昭和18年（1943年）1月2日<br>～平成2年（1990年）1月1日 | 23歳～69歳 | 扶養親族 | 380,000円 |
| 平成2年（1990年）1月2日<br>～平成6（1990年）年1月1日 | 19歳～22歳 | 特定扶養親族 | 630,000円 |
| 平成6年（1994年）1月2日<br>～平成9年（1997年）1月1日 | 16歳～18歳 | 扶養親族 | 380,000円 |
| 平成9年1月2日以後 | 16歳未満 | 非該当 | |

### 本人の所得（収入）別控除等

| 所得 | 給与収入 | 適用される結果 |
|---|---|---|
| 他の所得と合算した所得が30,000,000円超 | | 住宅取得控除が受けられない |
| 給与収入20,000,000円超 | | 年末調整ができない |
| 10,000,000円超 | 収入が給与だけなら12,315,790円超 | 配偶者特別控除が受けられない |
| 5,000,000円以下 | 収入が給与だけなら68,888,889円以下 | 寡婦、特別の寡婦、寡夫の要件 |

### 扶養親族の所得（収入）別控除等

<table>
<tr><th>所得</th><th colspan="3">給与収入・老齢年金収入</th><th>控除対象の有無</th></tr>
<tr><td>380,000円超760,000円未満</td><td colspan="3">給与収入だけなら1,030,000円超1,410,000円未満</td><td>配偶者特別控除になれる</td></tr>
<tr><td rowspan="3">380,000円以下</td><td colspan="3">給与収入だけなら1,030,000円以下</td><td rowspan="3">控除対象親族になれる</td></tr>
<tr><td rowspan="2">老齢年金だけなら</td><td>65歳以上</td><td>1,580,000円以下</td></tr>
<tr><td>65歳未満</td><td>1,080,000円以下</td></tr>
</table>